

■ ご用意して頂く書類や提出方法

下記の表で、ご自身の提出書類をご確認ください。 ※提出書類はページを崩さず、「冊子のままの状態」でご提出ください。

書類の名称(すべて原本)	対象者	必要書類の提出方法
①【源泉徴収票】前職源泉徴収票 (令和3年分)添付台紙	令和3年中に 他社で収入がある方。 (乙欄、丙欄適用を除く)	①の添付スペースにホチキスで留めてください。※既に勤務先に提出されている方は、提出の必要はありません。
②令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	全員記入が必要です。	(1)障害者控除申告をする場合…障害者手帳に記入されている障害の内容と対象の方がわかる面のコピー (2)申告者が勤労学生の場合…学生証など 在学を証明できる書類のコピー ⇒⑤表の添付スペースにホチキスで留めてください。 (3)非居住者を扶養に入れる場合…「親族関係書類」「送金関係書類」 ⇒⑤裏の添付スペースにホチキスで留めてください。
③令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書	基礎控除申告書は、 全員記入が必要です。 配偶者控除申告書、 所得金額調整控除申告書は、 該当する方は記入が必要です。※詳細はP4～5参照	
④令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	全員記入が必要です。	
⑥令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書	生命保険・損害(地震)保険・ 社会保険料などの申告がある方。	⑦の添付スペースに保険料控除証明書をホチキスで留めてください。
⑧【住宅借入金等特別控除申告書・ 残高証明書】 表: 申告書・証明書 チェック欄 裏: 申告書・証明書 添付台紙	住宅ローン控除の申告があり、 初年度の確定申告を済ませ、 申告書が届いた方。	⑧表の質問事項にご回答いただき、 申告書・残高証明書・(借換えをしている場合) 当初借りていたローンの最終残高がわかる書類を ⑧裏の添付スペースにホチキスで留めてください。

！ 書類提出前に、必ずご確認ください。

所得金額調整控除の申告をする方 P4～5

本年中の給与収入金額が850万円以下の場合には記入不要です。
※詳細はP5 記入手順⑥～⑧(所得金額調整控除申告書)をご確認ください。

保険料控除の申告をする方 P6～7

保険料控除証明書の**原本**を添付しましたか。

保険料控除の申告をする方 P6～7

保険料控除証明書の**余白に社員番号と氏名**は記入しましたか。

住宅借入金等特別控除を申告する方 P8～、P10～

住宅借入金等特別控除申告書は**原本**を添付していますか。

住宅借入金等特別控除を申告する方 P8～、P10～

申告書右上、氏名欄上の余白に**社員番号**は記入しましたか。

住宅借入金等特別控除：連帯債務者のある方 P8～9

申告書の備考に**連帯債務者情報**の記入はありますか。
※新しい様式(P10～11)の場合は不要です。

年末調整は、今年1年間の所得税を確定する大切な計算になります。
正しい計算実施のために、提出期限を厳守いただき、正しくご記入の上ご提出ください。

正しくご記入の上
必ず締切日までに
ご提出ください

年末調整のご案内

① 年末調整とは

- 年末調整は今年1年間の所得税を確定する大切な計算です。**
年末調整は、今年1年間で給与から差し引かれた所得税の合計額と、正しい税額を精算するために会社が行う手続きです。
- 年末調整をした人で確定申告が必要なケースがあります。**
以下、主な例です。 詳細は税務署へお尋ねください。
・医療費控除を受けたい ・今年住宅を購入したので住宅借入金等特別控除(初年度)を受けたい
・保険料控除の証明書が年末調整に間に合わなかった など
- 年末調整申告書類の冊子は、確定申告の有無に関わらず、必ずご提出ください。**
未記入のページがあってもそのままご提出ください。
- 扶養内で働いている方も必ずご提出ください。**
ご自身の給与に対する所得税額の精算手続きとなりますので、必ず年末調整が必要です。

② 令和3年 年末調整申告書類 (申告書 + 添付台紙)

①～⑧までページを崩さずに「冊子のままの状態」で全員ご提出ください。

①「前職源泉徴収票(令和3年分)添付台紙」、⑤表「障害者手帳・学生証 添付台紙」、⑤裏「非居住者である親族に関する証明書類 添付台紙」、⑦表裏「保険料控除申告書 証明書類 添付台紙」、⑧裏「住宅借入金等特別控除申告書 添付台紙」については、それぞれ申告がある方はチェック欄にチェックを記入し、書類を添付してください。

③ 記入方法・注意点

！ 修正・追記は赤ボールペン

内容をご確認頂き、各申告書にご記入の上、台紙に証明書を添付してご提出ください。**未記入の申告書も含めて①～⑧まで「冊子のままの状態」でご提出ください。**
ご提出前には必ず台紙にあるチェック項目の記入も併せてお願いいたします。

- 申告書に印字されている情報を修正する場合
赤ボールペンで、修正箇所に二重線を引き、正しい情報を余白にご記入ください。消えるペンは使用不可。
- 申告書の空欄に新たに情報を追記する場合
赤ボールペンでご記入ください。消えるペンは使用不可。
- 令和3年税制改正により、申告書への押印は不要となりました。

Q & A よくある質問

- Q 1 : 誤った内容を記入しました。修正は可能ですか。
A 1 : 修正は可能です。赤ボールペンを使い、修正箇所に二重線を引き、修正・追記をお願いします。訂正印は不要です。
- Q 2 : 提出期限までに必要書類(例: 保険料控除証明書)が揃いません。
A 2 : 間に合わなかった書類については、ご自身で確定申告をしてください。
- Q 3 : 申告書に押印欄がありませんが、押印は必要ですか。
A 3 : 令和3年税制改正により、**申告書への押印は不要となりました。**
- Q 4 : 12月に結婚予定。新姓・旧姓のどちらを記入すればよいですか。
A 4 : 令和3年12月31日時点の姓名をご記入ください。
- Q 5 : 近日中に引っ越し予定。記入すべき住所はいつ時点の住所ですか。
A 5 : 令和3年12月31日時点の住民票記載住所をご記入ください。

！ 12ページにも提出書類についてのご案内があります。必ずご確認ください。

④ 不明点の確認はチャットボットをご利用ください

24時間いつでも会話形式で、チャットボットがご案内します。

【チャットボットには、お送りした申告書冊子の表紙中段のQRコードよりアクセスしてください。】

- ・印字されている内容を確認し、令和3年12月31日時点で変更になる箇所がある場合、二重線を引き赤字で修正してください(※ 4 令和4年分 扶養控除申告書の場合は、令和4年1月1日時点で変更になる箇所がある場合)。
・印字されている扶養親族に異動があった場合には、「異動月日及び事由」欄にもご記入ください。
・配偶者、扶養親族がいない方は 1 の確認・修正のみで終了です。 ※障害者・勤労学生の方は 4 C欄の記入も必要です。

[illegible]

各項目 記入ポイント（左下の記入手順と一緒にご確認ください）			
	項 目	[2] 令和3年分 給与所得者の扶養控除等異動申告書	[4] 令和4年分 給与所得者の扶養控除等異動申告書
2	配偶者の所得額95万円以下	この申告書の【A 源泉控除対象配偶者】欄に[3]【令和3年分給与所得者の配偶者控除等申告書】の両方へご記入ください。 ※配偶者の所得が0円の場合も必要事項を記入し、提出が必要になります。	[4]【令和4年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】の【A 源泉控除対象配偶者】欄へご記入ください。
	所得額95万円超133万円以下	この申告書には記入せず、[3]【令和3年分給与所得者の配偶者控除等申告書】のみご記入ください。 ※この申告書に配偶者の印字があった場合は、二重線を引いて削除してください。	[4]【令和4年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】の【A 源泉控除対象配偶者】欄に 記入できません 。 ※申告書に配偶者の印字があった場合は、二重線を引いて削除してください。
	所得額133万円超	控除対象外です。この申告書にも、[3]【令和3年分給与所得者の配偶者控除等申告書】にも、 両方記入できません 。 ※両方の申告書を確認し、配偶者の印字があった場合は二重線を引いて削除してください。	[4]【令和4年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】の【A 源泉控除対象配偶者】欄に 記入できません 。 ※申告書に配偶者の印字があった場合は、二重線を引いて削除してください。
	※申告者本人の所得額が900万円超	この申告書の【A 源泉控除対象配偶者】欄の対象外となります。 申告者本人の所得額が1,000万円以下で、配偶者の所得額が133万円以下の場合、[3]【令和3年分給与所得者の配偶者控除等申告書】に記入することができます。	[4]【令和4年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】の【A 源泉控除対象配偶者】欄の対象外となります。 申告者本人の所得額が1,000万円以下で、配偶者の所得額が133万円以下の場合、[3]【令和3年分給与所得者の配偶者控除等申告書】に記入することができます。
3	控除対象扶養親族の対象者	16歳以上 平成18年1月1日以前生まれ。 所得額48万円以下。	16歳以上 平成19年1月1日以前生まれ。 所得額48万円以下。
	70歳以上の対象者について	・昭和27年1月1日以前生まれ。 ・所得額48万円以下。 同居であれば【同居老親等】の□にチェックを入れてください。 それ以外の場合は【その他】の□にチェックを入れてください。	・昭和28年1月1日以前生まれ。 ・所得額48万円以下。 同居であれば【同居老親等】の□にチェックを入れてください。 それ以外の場合は【その他】の□にチェックを入れてください。
	19歳以上23歳未満の対象者について	・平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれ。 ・所得額48万円以下。 【特定扶養親族】の□にチェックを入れてください。	・平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ。 ・所得額48万円以下。 【特定扶養親族】の□にチェックを入れてください。
	非居住者に該当する方を扶養される場合	【生計を一にする事実】欄に 令和3年中に送金した金額の合計額 をご記入ください。併せて、その左隣の【チェック】欄に○印をご記入ください。 証明書類を【裏表（非居住者である親族に関する証明書類添付台紙）】に添付してください。 ※証明書類はこのページ下のQ&A：Q7を参照。	【生計を一にする事実】欄に 令和4年中に送金する見込み金額の合計額 をご記入ください。併せて、その左隣の【チェック】欄に○印をご記入ください。 証明書類を【裏表（非居住者である親族に関する証明書類添付台紙）】に添付してください。 ※証明書類はこのページ下のQ&A：Q7を参照。
4	障害者	申告者本人や同一生計配偶者（所得が48万円以下の方のみ）および扶養親族（16歳未満の方も含む）が所得税法上の障害者に当てはまる場合に対象となります。 ※詳細は申告書裏面3⑨～⑩をご確認ください。	
	寡婦・ひとり親について	【C-1 障害者】に必要事項を記入し、【裏表【障害者手帳・学生証添付台紙】】に障害者手帳のコピーを添付してください。 （対象の方、障害の種類と等級が分かるもの）	
	寡婦・ひとり親について	申告者本人の合計所得金額が500万円以下で、要件に該当する方が対象となります。 ※詳細は申告書裏面3⑪～⑫をご確認ください。 【C-2 寡婦、ひとり親】に必要事項を記入してください。	
勤労学生	申告者本人が勤労学生の場合	合計所得金額が75万円以下、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合対象となります。 ※詳細は申告書裏面3⑬をご確認ください。 【C-3 勤労学生】に必要事項を記入し、【裏表【障害者手帳・学生証添付台紙】】に在学を証明できる証明書のコピーを添付してください。	

記入手順

- ◎チャットボット[まよわず書けるくん]でも記入方法をご案内しています。
申告書冊子の表紙,中段枠内左側のQRコードよりアクセスしてください。

上の図を参考に、申告書を記入してください。追記や印字内容の修正は赤ボールペンを使用してください。
所得額の計算(扶養の範囲内)は、右の「◎所得額の計算方法◎」を参考にしてください。
※所得がない場合は、所得の見積額の欄には「0」を記入してください。
※収入・所得が未記入の場合は0円とみなします。

申告者本人の情報確認	
1	氏名・生年月日・住所（令和3年12月31日時点）等の情報が正しく印字されているかご確認ください。 ※令和4年分 給与所得者の扶養控除等異動申告書の場合は、令和4年1月1日時点。 ※確認後、配偶者・扶養親族がいない方は次ページ以降の申告書へ進んでください。 （障害者・勤労学生の方はC欄の記入も必要です。）
A 源泉控除対象配偶者	
2	源泉控除対象配偶者の「氏名・生年月日・当年中の見積額・住所」を確認しご記入ください。 ●非居住者に該当する場合は○をご記入ください。 ※右ページの各項目記入ポイントもご確認ください。所得額に関する説明があります。
B 控除対象扶養親族（16歳以上）	
3	扶養親族の「氏名・続柄・生年月日・当年中の見積額・住所」を確認しご記入ください。 ●16歳未満の扶養親族の方は「16歳未満の扶養親族」欄へご記入ください。 ※右ページの各項目記入ポイントもご確認ください。
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	
4	該当する場合、記入が必要です。 ※詳細は右ページの各項目記入ポイントをご確認ください。
16歳未満の扶養親族	
5	16歳未満（平成18年1月2日以降生まれ）の扶養親族がいる場合、ご記入ください。 ※令和4年分 給与所得者の扶養控除等異動申告書の場合は、平成19年1月2日以降生まれ。

◎所得額の計算方法◎

給与収入の場合・・・(扶養対象…収入額が103万円以下)
「年間収入」－55万円＝所得額

65歳以上の年金収入の場合・・・(扶養対象…収入額が158万円以下)
「年金収入」－110万円＝所得額

65歳未満の年金収入の場合・・・(扶養対象…収入額が108万円以下)
「年金収入」－60万円＝所得額

- 扶養親族や源泉控除対象配偶者に該当するかは、収入額（例：給料）ではなく、**「合計所得金額（所得額）」を算出した上で判定します。**
- 給与収入もしくは公的年金収入のみで、カッコ内の収入額であれば、**「所得額48万円以下」となります。** ※上の（扶養対象・・・）を参照。
例：給与収入が100万円の場合 100万円(収入)－55万円＝45万円(所得額)

配偶者について
 配偶者の場合、所得額の判断基準が扶養親族とは異なります。
 詳細は右上の、各項目記入ポイントをご確認ください。
 また、給与所得の計算は、基礎控除申告書下部の【表①】給与所得額の
 計算表で計算してください。

遺族年金・失業保険給付金・障害年金は所得には含まれません。

Q&A よくある質問

Q 1 : 年内に支払われる給与の金額がまだ確定していないため、1年間の収入額が分かりません。
A 1 : 毎月の給与や、昨年11月・12月の給与を参考に、**令和3年中の見積額**を記入してください。

Q2：扶養親族を追加したいです。
A2：赤ボールペンで記入してください。記入欄に収まらない場合は余白にご記入ください。

Q3：印字されている扶養親族を扶養から外したいです。
A3：赤ボールペンで二重線を引き、異動月日及び事由に理由をご記入ください。

Q 4 : 扶養親族の所得を証明する書類は必要ですか。
A 4 : いいえ、ご提出は不要です。

Q5：同居していない家族を扶養に入れることは可能ですか。
A5：所得額が48万円以下で、生計を一にしている場合(例:仕送りをしている)は可能です。

Q6：非居住者とは、どのような意味ですか。
A6：日本以外の国で暮らしている親族のことを指します。※詳細は申告書裏面1(6)参照。

Q7：非居住者の証明書類は何が必要ですか。
A7：以下の2種類です。 ※外国語で記載されている場合は日本語訳文を付けてください。

- (1) 親族関係書類
・日本政府や地方公共団体が発行した「パスポート」の写しや「戸籍の附票の写し」等の**原本**
・外国政府や外国地方公共団体が発行した「氏名・生年月日・住所が記入されている」書類の**原本**
- (2) 送金関係書類
あなたが、非居住者である親族1人1人に生活費や教育費のために送金・支払いをしたことがわかる書類を指します。(例)が替取引などで金融機関が発行した書類またはそのコピー。

3 令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書【記入例】

令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

従業員コード： 所屬名： 返却連番：

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○×商事 給与の支払者の法人番号 1234567890××× 給与の支払者の所在地(住所) 東京都新宿区○×町3-2-1

～記載に当たってのご注意～

給与所得者の基礎控除申告書

(フリガナ) あなたの氏名

コクゼイ タロウ 国 税 太 郎 ※押印は不要です

(フリガナ) あなたの住所又は居所

仙台市青葉区○×町2丁目10-28

●あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額③(①-②)
給与所得	(1) 9,000,000 円		7,050,000 円
雑所得(公的年金)	(2)		
(1)(2)以外の所得	(3)		

あなたの本年中の合計所得金額の見積額(①)～(3)の合計額

7,050,000 円

●控除額の計算

900万円以下 (A)

900万円超 950万円以下 (B)

950万円超 1,000万円以下 (C)

1,000万円超 2,400万円以下

2,400万円超 2,450万円以下

2,450万円超 2,500万円以下

左の表を確認の上、
修正しなくてはならない
所得金額の欄に
48万円を記入してください

判定1

基礎控除の額

48万円

基礎控除対象外

基礎控除額が250万円の場合

給与の収入金額A

給与所得の金額C

1万円以上 550,999円以下 0円＝①

551,000円以上 1,618,999円以下 ①-550,000円＝②

1,619,000円以上 1,619,999円以下 1,069,000円＝③

1,620,000円以上 1,621,999円以下 1,070,000円＝④

1,622,000円以上 1,623,999円以下 1,072,000円＝⑤

1,624,000円以上 1,627,999円以下 1,074,000円＝⑥

1,628,000円以上 1,799,999円以下 手帳①-⑥+4(千円未満切捨て)＝⑦ →手帳②-⑥×2.4+100,000円＝⑧

1,800,000円以上 3,599,999円以下 手帳①-⑥+4(千円未満切捨て)＝⑨ →手帳②-⑥×2.8-80,000円＝⑩

3,600,000円以上 6,599,999円以下 手帳①-⑥+4(千円未満切捨て)＝⑪ →手帳②-⑥×3.2-440,000円＝⑫

6,600,000円以上 8,499,999円以下 ④×0.9-1,100,000円＝⑬

8,500,000円以上 ④-1,950,000円＝⑭

所得金額調整控除申告書

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

○年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に対応して「扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する事項について記載してください。
(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することと差し支えありません。)、なお、「要件」欄に以下の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることと差し支えありません。
○年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

6 7 8

あなたの令和3年中の給与の収入金額が850万円超である。

上記にチェックがついたら、下記要件欄①～④のいずれかに該当するか確認してください。

要件

①あなた自身が特別障害者

⇒右の★欄のみを記入

②同一生計配偶者(注1)が特別障害者

⇒右の★欄及び★欄を記入

③扶養親族が特別障害者

⇒右の★欄及び★欄を記入

④扶養親族が年齢23歳未満(注11.12歳後生)

⇒右の★欄のみを記入

扶養親族等

コクゼイ ジロウ 国 税 次 郎

個人番号

生年月日

明・大・朝

○・令

19 年 10 月 7 日

あなたの住所又は居所

あなたの続柄

次男

合計所得金額

0 円

★特別障害者に該当する事実

扶養控除等申告書のとおり

特別障害者について、扶養控除等異動申告書に記載している場合は、こちらにチェックを入れてください。
※所得金額調整控除申告書の対象となる場合。

記入手順

- ◎チャットボット[まよわず書けるくん]でも記入方法をご案内しています。
- 申告書開きの表紙、中段枠内左側のQRコードよりアクセスしてください。

左の図を参考に、申告書を記入してください。 **追記や印字内容の修正は、赤ボールペンを使用してください。**
※収入・所得が未記入の場合は0円とみなします。

基礎控除申告書

1 氏名や住所の記載内容を確認してください。記載がない、もしくは誤っている場合は追記や修正をしてください。

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄に、あなたの年間所得の見積額を計算しご記入ください。その金額をもとに、「判定1」欄を確認してください。
※給与所得の見積額は、基礎控除申告書内の「表①」給与所得額の計算表を参照し、計算してください。

判定1 欄は、900万円以下 (A) の□にあらかじめチェックが入っています。900万円超の場合は、修正してください。
※1,000万円超の場合は、(A) ～ (C) に該当しないため、「区分Ⅰ」欄の (A) に、二重線を引いてください。
※2,500万円超の場合は、控除対象外のため、「区分Ⅰ」欄と「基礎控除の額」欄には、二重線を引いてください。

基礎控除の額 欄には48万円と印字されているため、「判定1」欄をもとに、32万円や16万円に該当する方は修正してください。

配偶者控除等申告書

※「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」が1,000万円超、または「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」が133万円超の方は、配偶者控除対象外のため記入できません。

3 配偶者の氏名・生年月日の記載内容を確認してください。記載がない、もしくは誤っている場合は追記や修正をしてください。

・申告者本人と配偶者の住所又は居所が異なる場合は、配偶者の住所又は居所をご記入ください。
※住所又は居所が申告者本人と同じ場合は記入不要です。

4 ・配偶者が70歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)の場合は、「老人控除対象配偶者」欄へ○印をご記入ください。

・配偶者が日本以外の国に住み始めて1年以上になる場合は、「非居住者である配偶者」欄へ○印をご記入ください。
「非居住者である配偶者」欄へ○印を記入した場合は、「生計を一にする事実」欄へ令和3年中に配偶者へ送金した金額の合計額をご記入ください。

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 欄に、配偶者の年間所得の見積額を計算しご記入ください。
※給与所得の見積額は、基礎控除申告書内の「表①」給与所得額の計算表を参照し計算してください。

判定2 欄の①～④のいずれに該当するか確認の上、□にチェックを入れ、「区分Ⅱ」欄へその番号をご記入ください。

表② 控除額の計算表は、「基礎控除申告書の区分Ⅰ」欄と「配偶者控除等申告書の区分Ⅱ」欄の両方を参照し、該当する控除額をご確認ください。
例) 区分ⅠがA、区分Ⅱが②の場合…配偶者控除 380,000円に該当。
確認した控除額を、「配偶者控除の額」欄、もしくは「配偶者特別控除の額」欄へご記入ください。※どちらに該当するか、表②内の「摘要」で確認できます。

！ 所得金額調整控除申告書は記入できる条件があります。
年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円超で、かつ要件①～④のいずれかに該当することが条件です。
※要件①～④については、所得金額調整控除申告書をご確認ください。

所得金額調整控除申告書

6 「あなたの令和3年中の給与の収入金額が850万円超である。」に該当する場合は、□にチェックを入れてください。
※この印が記入できない場合、所得金額調整控除の対象となりませんので、所得金額調整控除申告書の記入は不要です。

7 要件①～④のいずれかに該当する場合、該当する要件の□にチェックを入れてください。
※これらのいずれかに印が記入できない場合、所得金額調整控除の対象となりませんので、所得金額調整控除申告書の記入は不要です。

8 要件に応じて、「★扶養親族等」欄や「★特別障害者」欄へご記入ください。
※記入が必要な欄は、所得金額調整控除申告書内の要件欄をご確認ください。

参考:雑所得(公的年金)の必要経費等⑥の計算について

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下である場合の表です。
この表をもとに必要な経費等⑥を求め、所得金額を計算してください。
※その他の雑所得の計算や詳細については、「国税庁 年末調整」などで検索し、国税庁ホームページをご確認ください。

参考： 雑所得（公的年金）の必要経費等⑥ 計算表

年齢	公的年金等の収入金額 ①	※必要経費等⑥の金額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	①×25%+27万5,000円
	410万円超770万円以下	①×15%+68万5,000円
	770万円超1,000万円以下	①×5%+145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	①×25%+27万5,000円
	410万円超770万円以下	①×15%+68万5,000円
	770万円超1,000万円以下	①×5%+145万5,000円
	1000万円超	195万5,000円

〔計算例〕 65歳以上 公的年金収入 350万円の場合

- 必要経費等⑥の金額を計算する。
 $350万円 \times 25\% + 27万5,000円 = 115万円$ (必要経費等⑥の金額)
- ①で計算した金額を、収入金額から引き、所得金額を計算する。
 $350万円 - 115万円 = 235万円$ (所得金額)

Q & A

よくある質問

Q1:今年中に支払われる給与の金額がまだ確定していないため、1年間の収入額が分かりません。
A1:毎月の給与や、昨年11月・12月の給与を参考に、令和3年中の見積額を記入してください。

Q2:配偶者控除等申告書に記入できる条件を知りたいです。
A2:以下①と②の条件を両方満たすとき、配偶者控除等申告書へ記入できます。
①申告者本人の合計所得額が1,000万円以下 ②配偶者の合計所得額が133万円以下

Q3:扶養控除等異動申告書に配偶者を記入しました。配偶者控除等申告書にも記入は必要ですか。
A3:記入が必要です。

Q4:非居住者とは、どのような意味ですか。
A4:日本以外の国で暮らしている親族のことを指します。※詳細は申告書裏面2-1(5)参照。

Q5:非居住者の証明書類は何が必要ですか。
A5:親族関係書類と送金関係書類です。詳細は3ページのQ & A : Q 7 をご確認ください。

Q6:所得金額調整控除の要件に、複数該当します。
A6:いずれか1つの要件について、チェックをつけ記入することで差し支えありません。

4

5

6 令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書【記入例】

申告には**令和3年発行の保険料控除証明書の原本**が必要です。証明書の余白欄に「社員番号・本人氏名」を記入し、**7**保険料控除申告書証明書類 添付台紙(1か2)に原本がなるべく重ならないようホチキスで留めてください。

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書

従業員コード： _____ 退却連番： _____
所属名： _____

コクゼイタロウ
国 税 太 郎 ※押印は不要です
あなたの住所又は居所 **仙台市青葉区〇×町2丁目10-28**

新宿 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) **株式会社 OX商事**
給与の支払者の法人番号 **1234567890XXXX**
給与の支払者の所在地(住所) **東京都新宿区OX町3-2-1**

1.生命保険料控除
1-(1)一般の生命保険料

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間 年金支払期間	契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	続柄	新旧区分	本年中に支払った保険料等 の金額(配当金全額等の 控除後の金額)	給与 支払基 礎額
〇〇生命	医療	10年	国税太郎	国税花子	妻	新・旧	120,000 円	120,000 円
〇〇生命	医療	10年	国税太郎	国税花子	妻	新・旧	115,000 円	115,000 円
A	B	C	D	E	F	G		

A～G は右の保険料控除証明書(例)と対応しています。
記入箇所確認の参考にしてください。

2.地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	契約者の氏名	補償割合 区分	地価 区分	本年中に支払った 保険料等(控除後の金額)	給与 支払基 礎額
□□保険	地震保険 (建物)	2年	国税太郎	本人	旧長期	30,000 円	30,000 円
H	I	J	K	L	M		

H～M は右の保険料控除証明書(例)と対応しています。
記入箇所確認の参考にしてください。

3.社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	あなたが本年中に 支払った保険料の金額	社会保険料 控除の合計額
国民年金	日本年金機構 国税太郎 本人	80,370 円	135,240 円
国民健康保険	仙台市 国税太郎 本人	54,870 円	うち国民年金と 国民年金基金の 合計額 80,370 円

4.個人年金保険料

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間 年金支払期間	契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	続柄	新旧区分	本年中に支払った保険料等 の金額(配当金全額等の 控除後の金額)	給与 支払基 礎額
〇〇生命	確定年金	10年	国税太郎	国税花子	妻	新・旧	240,000 円	240,000 円

個人年金保険料とは「国民年金」のことではありません。
※国民年金の申告は「3.社会保険料控除」へご記入ください。

5.小規模企業共済等掛金控除

種 類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	円
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	94,500 円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円

保険料控除額計算欄(記入不要)

控除の種類	計算式	金額
Aを計算式により計算した額	Aを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Bを計算式により計算した額	Bを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Cを計算式により計算した額	Cを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Dを計算式により計算した額	Dを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Eを計算式により計算した額	Eを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Fを計算式により計算した額	Fを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Gを計算式により計算した額	Gを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Hを計算式により計算した額	Hを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Iを計算式により計算した額	Iを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Jを計算式により計算した額	Jを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Kを計算式により計算した額	Kを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Lを計算式により計算した額	Lを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Mを計算式により計算した額	Mを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Nを計算式により計算した額	Nを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Oを計算式により計算した額	Oを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Pを計算式により計算した額	Pを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Qを計算式により計算した額	Qを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Rを計算式により計算した額	Rを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Sを計算式により計算した額	Sを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Tを計算式により計算した額	Tを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Uを計算式により計算した額	Uを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Vを計算式により計算した額	Vを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Wを計算式により計算した額	Wを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Xを計算式により計算した額	Xを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Yを計算式により計算した額	Yを計算式により計算した額	円(最高50,000円)
Zを計算式により計算した額	Zを計算式により計算した額	円(最高50,000円)

送達先： _____

(※)控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

記入手順

◎チャットボット[まよわず書けるくん]でも記入方法をご案内しています。
申告書冊子の表紙,中段枠内左側のQRコードよりアクセスしてください。

上の図を参考に、申告書を記入してください。追記や印字内容の修正は、赤ボールペンを使用してください。

申告者本人情報の確認	
1	あなたの氏名、あなたの住所又は居所欄の記載が正しいか確認してください。 ※確認後、保険に加入していない場合は次ページ以降の申告書へお進みください。 1.生命保険料控除
2	保険料控除証明書をもとに、各欄をご記入ください。 ※参考として、1-(1)一般の生命保険料の記入方法は以下の通りです。 A～Gの各欄を、保険料控除証明書をもとにご記入ください。 「F新旧区分」と「G本年中に支払った保険料等の金額」をもとに、保険料の合計額を太枠内にご記入ください。 2.地震保険料控除
3	H～Mの各欄を、地震保険料控除証明書をもとにご記入ください。 「L地震と旧長期の区分」と「M本年中に支払った保険料等の金額」をもとに、保険料の合計額を太枠内にご記入ください。 ※1つの証明書の中に「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方が記載されている場合は、どちらか片方を選択しご記入ください。 詳細は申告書裏面の「地震保険料等」をご確認ください。チャットボットでも書き方をご案内しています。 ※申告者本人または生計を一にしている親族が所有し住んでいる場合対象です。 3.社会保険料控除
4	各欄をご記入ください。国民年金・国民年金基金は証明書をもとにご記入ください。 ●給与や公的年金から控除された社会保険料は記入しないでください。 ●国民健康保険料・任意継続の健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は支払を証明する書類の添付は不要です。 支払先の市区町村名、または健康保険組合名を必ずご記入ください。 ●「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する場合は原本をご提出ください。「控、お知らせ、ご案内」やコピーは使用できませんのでご注意ください。 ●「社会保険料控除の合計額」は記入した社会保険料全ての支払金額を合計し、ご記入ください。 ●「うち国民年金と国民年金基金の合計額」には、記入した金額のうち、「国民年金」と「国民年金基金」の合計金額をご記入ください。 4.小規模企業共済等掛金控除
5	証明書等をもとにあなたが本年中に支払った掛金の金額をご記入ください。

❗ ⑦ 保険料控除申告書証明書類 添付台紙(1 か 2)に、保険料控除証明書の**原本**を添付してください。

! 保險料控除證明書(例) + 注意事項

令和3年分 生命保険料控除証明書(例)

証明日 令和3年10月7日

契約者 国税 太郎 謙

契約番号 123456789 保険料払込期間 10年 保険種類 医療保険 契約日 〇年▲月■日

保険受取人 国税 花子 払込方法:月払

一般 (新制度)	一般生命保険料 100,000円	配当金 0円	一般証明額 100,000円
一般 (旧制度)	一般生命保険料 100,000円	配当金 5,000円	一般証明額 95,000円
介護医療	介護医療保険料 0円	配当金 0円	介護医療証明額 0円
個人年金 (新制度)	個人年金保険料 0円	配当金 0円	個人年金証明額 0円

<参考> 本年中に12月分までお振り込みの場合は下記金額を申告ください

一般 (新制度)	一般生命保険料 120,000円	配当金 0円	一般申告額 120,000円
一般 (旧制度)	一般生命保険料 120,000円	配当金 5,000円	一般申告額 115,000円
介護医療	介護医療保険料 0円	配当金 0円	介護医療申告額 0円
		個人年金申告額 0円	

本年中に12月分までの保険料をお支払いする予定がある方は、証明書の(ご参考)欄の金額を申告してください。

〇〇生命

本年中に12月分までの保険料をお支払いする予定がある方は、**証明書の**
(ご参考) 欄の金額を申告してください。

遺族年金
失業保険給付金
障害年金

年末調整の
保険料控除申告の
対象外となります。

令和3年分 地震保険料控除証明書(例)

保険受取人	国税 太郎	K
証券番号	12345678	
保険種類	地震保険	I
保険の対象	建物	
保険期間	令和2年1月1日から2年間(地震保険)	J
控除対 保険料	30,000円	M
	上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に 規定する地震保険料に該当するものです。	L
	証明日 令和3年10月1日	
	☐ 保険	H

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する場合は「原本」をご提出ください。「控」「お知らせ」「ご案内」や、コピーの場合は申告できませんのでご注意ください。

[illegible]

Q&A よくある質問

Q1:保険に加入していない場合は、どうすればよいですか。
A1:申告書の本人欄①の印字内容に相違がないことを確認し、ご提出ください。
印字内容が違っている場合は二重線を引き修正してください。

Q2:給与天引きで加入している団体保険は、証明書が必要ですか。
A2:不要です。給与天引きの団体保険は、保険料控除申告書へ事前に印字されています。

Q3:家族名義の保険料・国民年金・国民健康保険を支払っている場合は申告可能ですか。
A3:あなた（申告者本人）が保険料を支払っている場合は申告できます。

Q4:保険料控除証明書はコピーで提出してもよいですか。
A4:いいえ。必ず**原本**をご提出ください。

Q5:「申告予定額のお知らせ」が届きました。年末調整に使用できますか。
A5: **年末調整で使用できる旨が明記されているものは**年末調整に使用できます。
保険料控除証明書がまだお手元に届いていない場合は、この「申告予定額のお知らせ」をご提出ください。
正式な保険料控除証明書がお手元に届きましたら、保険料控除証明書の原本を会社のご担当者様へご提出ください。

Q6:保険料控除証明書が届かず、提出期限に間に合わない場合はどうすればよいですか。
A6:提出期限に間に合わない分については、ご自身で確定申告をお願いします。

Q7:火災保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか。
A7:基本的に火災保険は対象になりませんが、対象となるかは保険会社へお問い合わせください。

Q8:国民健康保険料や任意継続の健康保険料の「支払先の名称」は、何を記入すればよいですか。
A8:国民健康保険…支払先市町村名(東京23区は区名)をご記入ください。
任意継続の健康保険料…支払先の健康保険組合名をご記入ください。

Q9:過去の（もしくは先の）国民健康保険料・国民年金保険料を今年支払いました。
この場合、今年支払った分を、今年申告することは可能ですか。
A9:可能です。 ※国民年金保険料は、控除証明書や領収書の原本もご提出ください。

！ 初年度の確定申告を令和元年以降に行った場合の様式です。 申告書の様式が異なる方は前ページをご確認ください。

令和3年分

給与所得者の(特別増改築等
兼(特定増改築等)住宅借入金

特別控除申告書

給与の支払者・受付

令和3年分
ご確認をお願いします。

社員番号の記入を
忘れずにお願いします

社員番号 1234

ここには押印
しないでください

新宿
税務署長

与の支払者の名称(氏名)
株式会社 ○×商事
給与の支払者の法人番号
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
給与の支払者の所在地(住所)
東京都新宿区○×町
3-2-1

(フリガナ)
あなたの氏名
あなたの住所
又は居所

世帯主の氏名及びあなたとの続柄(国税太郎・本人)
コクセイ タロウ
国税 太郎 ※押印は不要です
宮城県仙台市青葉区
○×町2丁目10-28

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算
	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	
新築又は購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	円 ()	円 ()	円 39,500,000 (39,500,000)	円 ()
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務×「連帯債務割合」)	円 ()	円 ()	円 50.00 19,750,000	円 ()
②の証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	円 ()	円 ()	円 ②と⑥の少ない方 19,750,000	円 ()
③×「居住用割合」	円 ()	円 ()	円 (100.00%) 19,750,000	円 ()
住宅借入金等の年末残高(④の欄の合計額)	円 (最高4,000万円) 19,750,000	円 年間所得の見積額 (3,000万円を超える場合は控除の適用がありません。)	円 7,050,000	円 ()
特定増改築等の費用の額(注2)	円 ()	円 (備考)	円 ()	円 ()
増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑤と⑥の少ない方)(注2)	円 (最高 万円)	円 ()	円 ()	円 ()
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑤×1%)	円 (100円未満の端数切捨て) (最高400,000円) 197,500	円 重複摘要(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(注3)	円 (100円未満の端数切捨て) (最高 円)	円 ()

この様式は、令和元年以降に発行された、新しい様式の住宅借入金等特別控除申告書です。
お手持の申告書の様式が異なる場合は、前のページをご確認ください。

令和3年分 改築等)住宅借入金等特別控除証明書

**証明書の情報を
上の表の当ては
まる欄に転記**

宮城県仙台市青葉区
○×町2丁目10-28

国 税 太 郎 様

(証明事項) (令和1年中居住者用)

家屋に関する事項				土地に関する事項		
①居住開始年月日	☒ 取得対価の額	☒ 居住用割合	☒ 連帯債務割合	☒ 取得対価の額	☒ 居住用割合	☒ 連帯債務割合
(特別特定)						
令和1年10月31日	11,000,000 円	100.00 %	50.00 %	12,500,000 円	100.00 %	50.00 %

増改築等に関する事項					⑦特例期間(11年から3年目)(※) における控除限度額 (※)令和11年分～令和13年分
⑧居住開始年月日	☒ 増改築等の費用の額	☒ 特定増改築等の費用の額	☒ 居住用割合	☒ 連帯債務割合	
年 月 日	円	円	%	%	
					66,600 円

(参考) 適用初年度の控除額	200,000 円	各年度分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。
----------------	-----------	---

左記の方が、令和 1 年分の所得税について次のとおり（特別増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

「申告書に印字された住所」と「現在の住所」が異なる場合は理由を欄外に記入してください。

税務署長
単身赴任のため

記入手順

◎チャットボット[まよわず書けるくん]でも記入方法をご案内しています。
申告書冊子の表紙、中段枠内左側のQRコードよりアクセスしてください。

左図を参考に、申告書を記入してください。

申告者本人情報の確認欄

- 社員番号を氏名欄の上にご記入ください。
●あなたの氏名・住所（令和3年12月31日時点）をご記入ください。

申告書記入（控除申告書に記入し、申告書の指示に従って計算してください。）

新築または購入された方…申告書内の番号①～⑤と⑧をご記入ください。
増改築をされた方…申告書内の番号⑥列と⑤・⑧をご記入ください。
バリアフリーや省エネ改修など一定の条件を満たすリフォームをされた方…上記の他、必要に応じて⑥・⑦もご記入ください。
 ※一般の住宅ローン控除の場合は、記入の必要はありません。

- 金融機関から送付された**残高証明書**の内容を申告書に転記してください。
残高証明書が2枚以上あり、区分が同じ場合は**合算して**から転記してください。
連帯債務者や借換がある場合は、下記を参考に必要事項の記入や必要に応じて計算をしてから転記してください。
- 控除**証明書**の「証明事項」（控除申告書の下部に記載されています）の情報を、控除申告書へ転記します。
- 控除**申告書**に記入されている各項目の計算式を使用し、申告書⑧の額を算出してください。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書			
住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所 氏 名	仙台市青葉区〇×町2丁目10-28 国 税 太 郎	
住 宅 借 入 金 等 の 内 容	1 住宅のみ	2 土地等のみ	③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	39,500,000 円	
	当初金額	令和元 年 7 月 15 日 40,500,000 円	
償 還 期 間 又 は 賦 払 期 間	令和元 年 7 月から	25 年 0 月 間	
居住用客居の取得の対価等の額 又は増改築等によした費用の額	令和2 年 6 月まで	円	
(備考)	連帯債務者 国税花子		

- 連帯債務者がいる場合
- 控除申告書内①の（内、連帯債務による借入金の額）について
連帯債務による住宅借入金等の年末残高を（ ）内に記入してください。
- 連帯債務割合について
- 控除証明書書内に連帯債務割合が記載されているので、それをもとに計算し、申告書内②の該当欄へ記入してください。

証明書・申告書添付台紙のチェックシートに記入してください。

8 表【住宅借入金等特別控除申告書】申告書・証明書台紙の「チェック欄」を確認し、☒印をご記入ください。

申告書の印字と現在の住所が異なる方

8

表

【住宅借入金等特別控除申告書・残高証明書】 申告書・証明書 チェック欄

12345

● 住宅借入金等特別控除の申告をする方は、提出前に下記内容を確認したのチェックと記入をしてください。

金 社 名: 株式会社 ○×商事
 社員番号: 1234
 氏 名: 国税太郎

申告対象の家屋の場所

→ **✓ 申告書印字の住所と、現在の住所が異なる**

次の事項について記入をお願いします。 ※本人または法定代理人の住所が本年 12 月 31 日時点で居住していない場合は、申告することができません。

●申告対象となる家屋の現在の住所： 宮城県仙台市青葉区〇×小路10番地

住所が異なる理由が以下に該当する場合は、〇にチェックを付けてください。

● 身元保証等により一時不在 → ☐ 区画整理や市町村合併による住所・地番変更 → ☐ 東日本大震災により

● 申告対象となる家屋に実際に居住していない家族の氏名 → ☐ 氏名： あな

住宅ローンの借換を行った方

[illegible]

**連帯債務がある方
※申告書の備考への
記載は不要です。**

④ 連帯債務がある

□連帯債務者（申告者本人ではない）が、申告書の備考欄に割合の記入をした

※連帯債務で借入していたローンの残高全額を個人借入した場合でも住宅借入金等特別控除の連帯債務は限りありません

※初回の確定申告を、令和元年以降に行う方は、申告書の様式が新しいものになっています。

新しい様式には連帯債務割合があらがしめ記載されているため、申告書の備考欄へ連帯債務者についての記載に

年末残高の計算欄
※借換の際、当初借入額が最終残高より上回った方のみ

当初のローンの最終残高

借換後ローンの当初借入額

※ご提出前に☒...以下をご確認願います。
☐右上の「会社名・社員番号・氏名」を記入しましたか。

Q&A よくある質問

Q1: 申告書と残高証明書はどこから送付されますか。
A1: 住宅購入後最初の確定申告をされた翌年に、控除できる年度分の申告書が税務署より送付されます。
残高証明書は借入先の金融機関より送付されます。 ※本年は「令和3年分」をご提出ください。

Q2: 今年住宅を購入した場合は、年末調整で申告可能ですか。
A2: いいえ。確定申告をお願いします。

Q3: 住宅ローンの借換をしたがどのように記入すればよいですか。
A3: ⑧表の申告書添付用紙の質問事項の「借換前の最終ローン残高」「借換後の当初ローン金額」を記入の上、計算結果を申告書の①へご記入ください。
また、借換前の残高がわかる証明書を添付してください。

Q4: 借換前の残高がわかりません。
A4: 通帳等をご確認いただくか、借換前の金融機関までお問い合わせください。

Q5: 前年以前の申告を忘れていたことに気がつきました。
A5: 最寄りの税務署にご相談ください。